

平成23年「農地の賃借料情報」について！

～農地法第52条の規定による「農地の賃借料情報」～

平成21年12月15日に施行された改正農地法により「標準小作料制度」が廃止となり、これに代わって各農業委員会が「農地の賃借料情報」の提供を行う事とされました。

「農地の賃借料情報」は、実勢の集計値であり、拘束力はなく「賃借料」の決定の参考とするものであり、地域事業と併せて土地の広さや形状、水利等の条件を勘案し貸し手と借り手の当事者間において十分な協議のうえで「賃借料」の決定をしてください。

なお、七宗町の「農地の賃借料情報」（平成23年中「農業委員会総会」における審議及び公告）は、下記のとおりです。

また、七宗町では「賃貸借」の実例がありませんので、参考として岐阜県内の平均賃借料水準（10aあたり）の情報提供を致します。

記

『七宗町の現況・・・』

（単位：円）

利用権の種類	件数	地目	現金・現物	権利期間
賃貸借	0件			
使用貸借	1件	田		1年
	1件	田		9年
合計	2件			

『参考・・・岐阜県内の平均賃借料水準（10aあたり）』

農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数
田	7,549円	14,267円	4,310円	222件
畑	8,475円	16,491円	4,609円	40件

但し、平成22年中データ（平成23年は、未集計のため）

【農地法第52条とは・・・農地法抜粋】

(情報の提供等)

第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

農業委員会事務局

〒509-0492	
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3 七宗町役場 農林建設課 農務係	
電話番号	0574-48-1113 (直) 内線166
FAX番号	0574-48-2239